

## 漁協の販売事業について

標記の内容について水産庁から聴取したところ以下のとおり。

・漁協の販売事業には、各漁協が定める販売業務規程等に基づき実施されている。具体的には、①組合員の委託を受けて行う受託販売、②組合員から買い取って行う買取販売がある。

・①の受託販売は、売り先や価格等の条件を付けない、無条件委託方式によることが一般的。この場合、漁業者は、販売事業に係る直接費や管理費等に充当するための販売手数料を漁協に支払う。

・①の受託販売は、一般的に、漁業者が水揚げした魚を漁協に販売委託する意思表示と漁協がこれを請け負う意思表示を行うこと（例えば、漁業者が産地市場の競り場に搬入し、漁協との間で魚種、数量等の確認を行う）で、受託販売に係る契約が行われたと考える。

・一般に、漁業者が産地市場に出荷した場合（漁協に産地市場での販売を委託）は、入札により販売先・価格が決定し、これに係る販売手数料を控除した販売代金を漁協が漁業者に支払うことをもって契約履行は完了するものと考える。このため、市場で漁業者が自ら水産物を購入したとしても、そのことには、販売委託契約の効力は及ばないと考える。

・漁協が、ブランド化の取組、例えば、特定の場所で水揚げされたもののうち、一定の品質以上のものについて共通名称を付して販売促進するというような取組を行っている場合がある。生産工程（漁法等）の基準を定めるものや品質基準（サイズ等）を定めるもの等、その具体的な取組内容は様々。地域の水産物の付加価値向上、漁業者の所得向上のために、漁協が漁業者に対して、この取組への参加協力を行うことは問題ないと考える。ただし、事業利用の強制等の独禁法に抵触するような行為を行うことはできない。

・なお、ブランド化の取組を行うに当たっての販売方式は受託販売も買取販売もいずれも想定される。

・販売手数料は販売事業（集荷・箱詰め・販売・換金）に係る役務を提供した場合に、徴収すべきもの（参考：漁協等向けの総合的な監督指針 II-3-3-2 ③）。販売事業に係る直接費のほか各事業共通の一般管理費等に充当し、組合全体の運営を支えるものとして活用されている。

・製氷は製氷・冷凍事業として、給油は購買事業として、それぞれに必要な対価を支払い、利用するものである。

【参考：漁協等向けの総合的な監督指針】

## Ⅱ－３－３ 販売事業

### Ⅱ－３－３－１ 意義

販売事業は組合員の所得に直結する事業であり、中核的事業でもある中で、組合員等の漁業所得の増大を図るためには、従来の産地市場での競り等による販売だけでなく、様々な工夫を凝らした取組により付加価値向上を実現することが必要である。販売事業の実施に当たっては、生産段階から消費段階までの現状や課題を把握・分析した上で、組合員の所得向上を図る観点から、例えば、販路の拡大やブランド化、産地直売や地元の食堂等での食材提供等の取組や、自己買参権の取得、産地市場の統合等による産地市場での価格形成力強化等の取組を検討・実施することが重要である。

これらの取組については、組合全体としてのサービス供給の効率性の維持・拡大に重要であること等について、組合員等に対して十分な説明を行いながら、その対応を強化することが重要である。

販売事業は、個別の地域の実情や組合員等の状況に応じて展開されていくものであるが、上記の観点から例えば以下の点に留意するものとする。

### Ⅱ－３－３－２ 主な着眼点

#### （１）販売事業の収益改善

- ① 販売事業について、各事業別、事業所別などで収益の把握を行い、収益の改善に取り組む態勢が整備されているか。
- ② 恒常的に赤字となっており、今後とも収支改善が見込めない場合は、組合員等の意向を適切に踏まえた上で、事業からの撤退を含めた抜本的な事業方式の見直しについて検討を行っているか。
- ③ 売買差損、販売代金の回収等のリスク管理を適切に行うとともに、売り先の開拓等販路を確保しているか。また、採算が悪化し、その回復が困難と見込まれる場合には、事業譲渡、撤退も含めた事業の見直し又は合併や他の組合との事業統合が検討されているか。

#### （２）販売事業に関する契約等

- ① 販売事業の実施に当たって、組合は組合員等との間で明確な契約を締結しているか。
- ② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。  
また、経費の控除は、経費の科目と用途が一致している、各組合員を公平に取り扱うなど、適切な方法により行われているか。
- ③ 組合が組合員等に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を收受していないか。

#### （３）組合員に選択される多様なサービスの提供

- ① 需給動向や消費者ニーズに対応した生産体制への転換を図り、計画生産・計画出

荷を行っているか。

- ② 地区内の漁獲物等のブランド品の開発、産地直送販売等新たな事業展開を図っているか。
- ③ 買取販売を行う組合においては、リスク管理体制の確立を図るとともに、定期的な買取販売の具体的内容を点検し、その適切な運営を確保しているか。
- ④ 大口利用者に対する対応の差別化などを行っている場合、その差別等について合理的な説明ができる内容となっているか。
- ⑤ 当該取組について、事業計画等に明確化するなど他の組合員等などに対して十分な説明を行っているか。
- ⑥ 漁連は、漁協と連携して、生産不振や価格低落の防止並びに取扱量及び取扱金額の安定化への取組を行っているか。

#### (4) 産地における価格形成力の強化及びコスト縮減に向けた取組

- ① 市場業務を行う組合においては、産地市場の集約・統合や自己買参権の取得の取組は産地市場における価格形成力の強化に有効であることを組合の役職員は認識し、産地市場の集約・統合等市場販売事業のコスト削減の徹底等による一層の効率化、安定的な販路の確保と組合による買参権の取得に併せて、新規の買受人を積極的に参画させること等による市場機能の強化・活性化に努めているか。
- ② コスト縮減に向け、具体的な縮減目標を設定した取組計画を作成し、進捗状況について点検するとともに、取組内容について定期的な見直しを行っているか。また、組合員等に対して、当該計画やその進捗状況について周知しているか。

#### (5) 独占禁止法違反の排除

- ① 例えば、組合員に対して漁協以外に出荷することを制限し、漁協を利用しないことを理由として他の事業の利用を制限することなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。
- ② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月18日公正取引委員会）について、組合の関係者への周知・徹底が図られているか。
- ③ 組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談するなど、違反が生じないように適切に対処しているか。

#### (6) 経済事業未収金の適切な管理に係る指導

- ① 取引品目、取引先等に応じて決済期間が適切に設定されているか。
- ② 貸出金等他の債権との名寄せを行うなど適切な与信先管理を行うとともに、未収金が期日までに回収できない場合にはその管理・回収が適切に行われているか。
- ③ 市場業務を行う組合は、販売代金の固定化を来さぬよう仲買人を厳選し、仲買人組合の結成による共同責任制等を考慮するとともに、固定化の防止と回収に努めているか。

- ④ 契約で遅延損害金を請求することができることとしている場合には、その額が法令に従い適正に定められるとともに、遅延損害金の請求、減免等が内部手続を経て適切に行われているか。
- ⑤ 漁連は、漁協と連携しつつ漁業者の経営状況の把握や網入れ数等の生産と経営の指導の徹底、債権管理の適正化が図られているか。

(7) 食の安全の確保

- ① 食品事業者として、食の安全を確保するための衛生管理、品質管理に関する態勢やマニュアルの整備が行われているか。
- ② 不適正な食品表示が行われないよう、各事業部門における適正な食品表示の確保に向けた態勢が整備されているか（食品表示のチェックリストの整備、点検態勢の整備等）。

以上